

碧南市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、「碧南市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（以下「合意書」という。）に基づき、市が発注する建設工事、設計・測量・建設コンサルタント、物件の製造請負又は買入れ、役務の提供等の調達契約（合意書1（1）アに規定する契約。以下「調達契約」という。）並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（合意書1（1）カに規定する管理者。以下「指定管理者」という。）から暴力団を排除する措置について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 入札参加資格者等 一般競争入札及び指名競争入札の参加資格を有する者並びに市が随意契約の相手方として選定する者をいう。
- (2) 候補者 碧南市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年碧南市条例第3号）第4条第1項の規定により選定された者をいう。
- (3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (4) 暴力団員等 暴力団の構成員又は暴力団との関係を有し、暴力団の威力を利用して暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行う者をいう。

(報告等)

第3条 各課等の長は、入札参加資格者等が、排除措置対象法人等に該当すると疑うに足る事実を把握したときは、様式1により、総務部資産活用課長に報告するものとする。

2 前項の報告を受けた総務部資産活用課長は、速やかに碧南市入札審査委員会（以下、「入札審査会」という。）へ報告するものとする。

3 第1項の規定により報告を受けた総務部資産活用課長は、合意書3（1）に基づき、警察本部長に対し照会するものとする。

(調達契約からの排除措置)

第4条 市長は、入札参加資格者等が別表左欄に掲げる措置要件に該当すると認めるときは、入札指名審査会等の決議を経て、当該入札参加資格者等に対し、調達契約から同表右欄に掲げる期間排除する措置（以下「入札参加資格者等排除措置」という。）を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により、入札参加資格者等排除措置を行ったときは、様式2により、遅滞なく当該排除措置業者に対して通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により、競争入札の参加資格を有する者に対して、入札参加資格者等排除措置を行ったときは、当該排除措置業者の商号又は名称、所在地、排除措置の期間及び理由を公表するものとする。

4 市長は、第1項の規定により、入札参加資格者等排除措置を行ったときは、様式3により、遅滞なく関係各課長に対して通知するものとする。

(指定管理者の指定からの排除措置)

第5条 市長は、指定管理者の指定を受けようとする者が別表左欄に掲げる措置要件に該当すると認めるときは、入札審査会等の決議を経て、当該指定管理者の指定を受けようとする者に対し、候補者の選定から同表右欄に掲げる期間排除する措置(以下「指定管理者排除措置」という。)を行うものとする。別表左欄に掲げる措置要件に応じ、同表右欄に掲げる期間排除措置を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により、指定管理者排除措置を行ったときは、様式2により、遅滞なく当該排除措置業者に対して通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により、競争入札の参加資格を有する者に対して、指定管理者排除措置を行ったときは、当該排除措置業者の商号又は名称、所在地、排除措置の期間及び理由を公表するものとする。

4 市長は、第1項の規定により、指定管理者排除措置を行ったときは、様式3により、遅滞なく関係各課長に対して通知するものとする。

(一般競争入札からの排除)

第6条 市長は、一般競争入札において、入札参加資格者等排除措置業者の入札参加を認めないものとする。

2 市長は、落札者が調達契約の締結までの間に入札参加資格者等排除措置を受けたときは、当該排除措置業者と調達契約を締結しないことができる。

3 市長は、前項の規定により調達契約を締結しないときは、その旨を当該排除措置業者に通知するものとする。

(指名競争入札からの排除)

第7条 市長は、指名競争入札において、入札参加資格者等排除措置業者を指名しないものとする。

2 市長は、指名を受けた者が開札日までの間に入札参加資格者等排除措置を受けたときは、当該指名を取り消すものとする。

3 市長は、落札者が調達契約の締結までの間に入札参加資格者等排除措置を受けたときは、当該排除措置業者と調達契約を締結しないことができる。

4 市長は、第2項の規定により指名を取り消すとき又は前項の規定により調達契約を締結しないときは、その旨を当該排除措置業者に通知するものとする。

(随意契約からの排除)

第8条 市長は、入札参加資格者等排除措置業者を随意契約の相手方としないものとする。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ入札審査会等の

承認を得た場合はこの限りでない。

(指定管理者の指定における排除)

第9条 市長は、候補者を選定する場合において、指定管理者排除措置業者を候補者としてはならない。

2 市長は、候補者が指定管理者の指定の日までの間に指定管理者排除措置を受けたときは、碧南市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する規則第5条第1項の規定により、指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたとして、当該候補者の選定を取り消すことができる。

(契約の解除)

第10条 市長は、調達契約の相手方が排除措置を受けた場合に当該契約の解除ができるよう措置を講じるものとする。ただし、合意書5の警察への被害届の提出を怠ったと認められたことに基づき行う排除措置についてはこの限りではない。

(排除措置の解除等)

第11条 市長は、入札参加資格者等排除措置業者若しくは指定管理者排除措置業者から様式4による排除措置解除の申出があったときは、警察本部長に対し改善の状況を確認するものとする。

2 市長は、前項の規定により、改善が認められるときは、入札審査会等の決議を経て、当該排除措置を解除するものとする。なお、改善が認められないときは、当該排除措置を継続するものとする。

3 市長は、前項の規定により、排除措置の解除又は継続を行うときは、当該排除措置業者に対して、様式5により通知するものとする。

4 市長は、第2項の規定により、排除措置の解除を行うときは、関係各課長に対して、様式6により通知するものとする。

(調達契約等に係る妨害及び不当要求に対する措置)

第12条 市長は、調達契約又は指定管理者の指定に基づく協定の履行に当たり、その相手方が暴力団又は暴力団員等から妨害又は不当要求を受けたときは、当該相手方に対し、その旨を市に報告し、警察に届け出るよう指導するものとする。

(警察本部長との連携)

第13条 関係部局長は、本要領の運用にあたっては、警察本部長との密接な連携のもと行うものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、調達契約等から暴力団の介入を排除する措置の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表

措 置 要 件	期 間
<p>次の1から7のいずれかに該当するもので契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>1 法人等の役員等に、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がいると認められるとき。</p> <p>2 暴力団員等がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。</p> <p>3 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。</p> <p>4 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。</p> <p>5 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>6 法人等の役員等又は使用人が、1から5のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。</p> <p>7 法人等が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を怠ったと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 12か月</p> <p>但し、当該排除措置期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで（以下、措置要件6の期間まで同じ）</p> <p>当該認定をした日から 12か月</p> <p>当該認定をした日から 3か月</p> <p>当該認定をした日から 6か月</p> <p>当該認定をした日から 3か月</p> <p>当該認定をした日から 3か月</p> <p>当該認定をした日から 2週間</p>

様式 1

碧 年 第 月 号 日

総務部資産活用課長 殿

部 課
課長

疑義事実報告書

「碧南市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領」第 3 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

商号又は名称			
所在地			
役職名	フリガナ 氏名	生年月日	住所
排除措置対象 法人等に該当 すると疑うに 足る事実			
備考			

様式 2

碧 年 第 号
年 月 日

(住 所)
(商号又は名称)
(代表者等職氏名) 様

碧南市長

排除措置通知書

このたび貴社（殿）を、「碧南市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」及び「碧南市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領」の規定に基づき、排除措置の対象としましたので通知します。

なお、排除措置内容等については下記のとおりです。

記

1 排除措置期間

年 月 日から 年 月 日まで

（但し、当該措置期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで当該排除措置を継続します。）

2 排除措置理由

3 排除措置内容

(1) 競争入札等への参加若しくは指定管理の指定

本市で実施する調達契約の競争入札及び見積競争に原則として参加することができません。また、指定管理者としての指定をすることができません。

(2) 契約の締結及び解除若しくは指定管理者の候補者選定の取消し

貴社（殿）との調達契約は原則として締結しません。また、現在締結中の貴社（殿）との調達契約を解除することがあります。また、指定管理者の候補者の選定を取消すことがあります。

4 その他

上記 2 の排除措置理由となった事実が改善された場合は、様式 4 「排除措置解除申出書」により、碧南市長に対して、排除措置の解除を申し出ることができます。

注 「碧南市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領」別表第 7 号による措置を行う場合は、「1 排除措置期間」のうち()内及び「3 排除措置内容」のうち(2)後段「また～」並びに「4 その他」の文言は不要とする。

関係各課長 殿

碧南市長

排除措置通知書

「碧南市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」及び「碧南市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領」の規定に基づき、下記のとおり排除措置を講じましたので通知します。

記

1 排除措置業者
(住 所)

(商号又は名称)

(代表者等職氏名)

2 排除措置期間

年 月 日から 年 月 日まで

(但し、当該措置期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで当該排除措置を継続します。)

3 排除措置理由

4 排除措置内容

(1) 競争入札等への参加若しくは指定管理の指定

本市で実施する調達契約の競争入札及び見積競争若しくは指定管理者の指定から原則として排除措置業者を排除するものとします。

(2) 契約の締結及び解除若しくは指定管理者の候補者選定の取消し

排除措置業者との調達契約は原則として締結しないものとします。また、現在締結中の排除措置業者との調達契約を解除することができます。また、指定管理者の候補者の選定を取消することができます。

注 「碧南市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領」別表第7号による措置を行う場合は、「2 排除措置期間」のうち()内及び「3 排除措置内容」のうち(2)後段「また～」の文言は不要とする。

様式 4

年 月 日

碧南市長 殿

(住 所)
(商号又は名称)
(代表者等職氏名) 印

排除措置解除申出書

私は、 年 月 日付け 第 号の排除措置通知書による排除措置を受けましたが、排除措置理由となった事実について、別添のとおり改善しましたので、排除措置の解除をお願いします。

(連絡先)

様式 5

碧 年 第 号
年 月 日

(住 所)
(商号又は名称)
(代表者等職氏名) 様

碧南市長

排除措置解除（継続）通知書

年 月 日付け排除措置解除申出書により申出のあったことについては、排除措置の理由となった事実の改善が確認されましたので、年 月 日をもって排除措置を解除します。

（又は、年 月 日付け排除措置解除申出書により、申出のあったことについては、排除措置の理由となった事実の改善が確認できませんでしたので、排除措置を継続します。）

様式 6

碧 年 第 号
年 月 日

関係各課長 殿

碧南市長

排除措置解除通知書

年 月 日付け 第 号の排除措置通知書により排除措置を受
けた下記の者については、 年 月 日をもって排除措置を解除します。
記

排除措置を解除する相手方
(住 所)

(商号又は名称)

(代表者等職氏名)